

大 市 民 第 4 0 8 号
令 和 5 年 9 月 2 7 日

大阪市ヘイトスピーチ審査会
会 長 曾 我 部 真 裕 様

大阪市長 横山 英幸

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（諮問）

令和5年9月4日付け大へ審答申第2号により貴審査会から答申のあった案件番号「平28-職1」の表現活動（以下「本件表現活動」という。）について、同答申に基づきヘイトスピーチに該当すると認定したので、本件表現活動に係る条例第5条第1項の規定による表現の内容の拡散を防止するためにとる措置及び公表の内容を別紙記載のとおりとすることについてご意見をいただきたく、条例第6条第3項本文の規定に基づき諮問します。

案件番号「平28―職1」について

1 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容

下記2(1)記載の5つの表現活動のうち表現活動1、表現活動2、表現活動3及び表現活動4については、下記2(3)に記載のとおり、平成28年8月30日に行われたものであり、既に表現活動が終了していることから、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

残りの表現活動5については、下記2(3)に記載のとおり、インターネット上で公開されている特定の動画が視聴できない状態になっており、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の5つの表現活動（表現活動1、表現活動2、表現活動3、表現活動4及び表現活動5）は、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

（表現活動1）

平成28年8月30日に大阪市役所前で弁士A、弁士B、弁士C及び弁士Dを含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Aにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

（表現活動2）

本件街宣活動のうち、弁士Bにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動2」という。）

（表現活動3）

本件街宣活動のうち、弁士Cにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動3」という。）

（表現活動4）

本件街宣活動のうち、弁士Dにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動4」という。）

（表現活動5）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動の一部を記録した動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に本件動画及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定の者から投稿されたコメント（以下「本件コメント」という。）とともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動5」という。）

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要

(本件表現活動1)

- ・ヘイトスピーチ規制に抗議する趣旨の発言をした上で、本件街宣活動に反対する面前の者（以下「本件反対者」という。）に対して、「黙れ、朝鮮人」と繰り返し発言するとともに、「朝鮮人、帰れこら」などと述べている。
- ・本件反対者をさして、「あそこで騒いでるのは反日、在日朝鮮人です。危険ですよ、あれはね。」と述べている。
- ・「関東大震災の死者、行方不明者は約14万人にのぼります。しかし、そのうちなんと13万人が震災そのものではなく朝鮮人による放火で亡くなっています。」「まず一部の不逞朝鮮人が悪行を働いた」、「不逞朝鮮人によって12万余りの日本人が殺されています。」などと述べるとともに、当時の在日韓国・朝鮮人を「不逞朝鮮人」と表現している。

(本件表現活動2)

- ・本件反対者に対して、「コリアンテロリスト、ゴーホーム。出ていけ。お前ら出ていけや。」と述べている。
- ・本件反対者について、「お前らは韓国へ帰れ。韓国へ帰れ。お前は韓国人でも朝鮮人でも日本人でもない。日本人でも朝鮮人でもないところで、無責任なところで少数利権をたかって」、「ちょっとお前らの顔見てみい。普通のまともな顔やないよ。普通の日本人じゃないって一発でわかる。まともな韓国人でもないよ。お前ら民族の面汚しです。民族の面汚しです。日本人でもない、朝鮮人でもない。」「日本人でも朝鮮人でもない、そういう根無し草」、「お前の親は、朝鮮半島で人間扱いされたか。なあ、お前の親は朝鮮半島で人間扱いされたか。」などと述べている。
- ・本件反対者に対して、「お前、パンチョッパリってどういう意味や。パンチョッパリってどういう意味。パンチョッパリってどういう、パンチョッパリってどういう意味。お前ら朝鮮半島で人間扱いされてますか。どうですか。朝鮮半島で人間扱いされていない、パンチョッパリとかペクチョンとか言われて、人間扱いされていないその集団じゃないのか、お前らは。」と述べた上で、「朝鮮半島では在日朝鮮人のこと、ペクチョンとかパンチョッパリって差別して馬鹿にしてるんですよ。朝鮮半島で人間扱いされないから日本に居座ろうとするんですよ。」などと述べている。
- ・本件反対者について、「日本社会に寄生して甘い汁を吸う」、「日本社会でたかり、ゆすりたかりをしようとする。」、「寄生虫かお前らは、寄生虫か。ペクチョンってどういう意味や、説明してみい。パンチョッパリってどういう意味や、説明してみい。」などと述べている。
- ・本件反対者について、「お前らは犯罪集団や。極左暴力集団と朝鮮やくざが一緒になって、治安をかく乱しております。」と述べている。
- ・「朝鮮学校はテロ集団を養成するところではありませんか。ね、テロ集団を養成する朝鮮学校に抗議して何が悪い。」と述べている。

(本件表現活動3)

- ・「なぜここに警察官がこんなにいるか」と問いかけた上で、その根拠として「在日朝鮮人が邪魔してるから」及び「朝鮮人が危険だから」であると述べている。
- ・「ここにいる在日の朝鮮人」について「日本人がデモをやっている場合に並走ってきて、ああだ、こうだと大きな声で喋りまくる」、「そういうね、民族は、朝鮮民族以外におりません」、「それほどに、在日朝鮮人というのは、もう厚かましい民族。この日本にとって、不要な民族なんですよ」、「朝鮮人が、いかにね、卑劣な民族か」などと述べている。

(本件表現活動4)

- ・「日本において、この在日韓国・朝鮮人がね、いろんな悪いことをしてきた。そしてですね、昔、不逞鮮人、不逞という悪いことをする、そういうことをした鮮人。だからね、我々は、不逞鮮人は日本から出ていけって言うてるんですよ。悪いことをした在日韓国・朝鮮人あるいは韓国人、朝鮮人は、日本から出ていってください。不逞鮮人に、一般の大人しく生きている在日韓国・朝鮮人は含みません。」とした上で、本件反対者をさして「この不逞鮮人の代表例が今、目の前で喚いている人種でございます」と述べている。
- ・ヨーロッパに移住している「イスラム教の移民」について「どのようなことをしてきたのか」と問いかけた上で、「あれと同じことが在日韓国・朝鮮人が行ってきたこと」とであるとし、「だから、我々は出ていけと言うんです。違いますか。日本において悪いことをする、在日韓国・朝鮮人、特に在日韓国・朝鮮人なんです。」と述べている。
- ・他の国籍の外国人が行った粗暴な行為について言及し、「ああいうことをする外国人は、即刻日本から叩き出さないといけないんですよ」及び「あんな人間、日本においとったら」治安が悪くなる一方であるなどと述べた上で、「やっぱりね、在日韓国・朝鮮人でひどいよねっていう人がね、結構いてるんですよ。薄々みんなわかってきてるんですよ。在日韓国・朝鮮人、犯罪ばかり起こしているよねって。」と述べている。

(本件表現活動5)

本件表現活動1、本件表現活動2、本件表現活動3及び本件表現活動4の内容を大阪市内に拡散する行為

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動1ないし4は平成28年8月30日に行われたものであり、上記2(2)記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動5は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記2(2)記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動1)

松村 和則 (日本人への差別を許さない市民の会)

(本件表現活動2及び本件表現活動3)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動4)

小林 宏助

(本件表現活動5)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。